

第48号議案

八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例設定について

八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請をするときは、職員が配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第7条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年八王子市条例第3号）第15条第1項に規定する特別休暇のうち、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成13年八王子市規則第14号）第20条に規定する産前休暇又は産後休暇により就業しなくなったこと。

- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 配偶者同行休業に関し必要な申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(八王子市職員定数条例の一部改正)

3 八王子市職員定数条例(昭和24年八王子市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数外の職員) 第4条 兼任者、併任者、退職者、 育児休業者及び配偶者同行休業者 並びに国、他の地方公共団体、国又は地方公共団体が設立した公社等その他公益的事業を行う団体に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)については、第2条に規定する職員の定数外とすることができる。 2 退職者の復職 又は育児休業者、配偶者同行休業者 若しくは派遣職員の職務への復帰により職員定数に過員が生じた場合に限り、一時その現在数をもつて職員定数とする。	(定数外の職員) 第4条 兼任者、併任者、退職者 及び育児休業者 並びに国、他の地方公共団体、国又は地方公共団体が設立した公社等その他公益的事業を行う団体に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)については、第2条に規定する職員の定数外とすることができる。 2 退職者の復職 又は育児休業者 若しくは派遣職員の職務への復帰により職員定数に過員が生じた場合に限り、一時その現在数をもつて職員定数とする。

(八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正)

4 八王子市職員退職手当支給に関する条例(昭和38年八王子市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の基本額) 第3条 退職した者(第2条の3第1項第2号に規定する者を除く。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が地方公務員法 第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法 第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の全部又は一部が支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下	(退職手当の基本額) 第3条 退職した者(第2条の3第1項第2号に規定する者を除く。)に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が地方公務員法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の全部又は一部が支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次

「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(調整額期間)

第7条 (略)

2 調整額期間のうち地方公務員法**第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業、同法**第28条の規定による休職（公務上又は通勤による傷病に係る休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、**配偶者同行休業をした期間については、その月数**）について、市規則で定めるところにより調整額期間から除算する。

(勤続期間の計算)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、**配偶者同行休業をした期間については、その月数**）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職にあつては、当該休職の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。

5～9 (略)

の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(調整額期間)

第7条 (略)

2 調整額期間のうち地方公務員法第28条の規定による休職（公務上又は通勤による傷病に係る休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数）について、市規則で定めるところにより調整額期間から除算する。

(勤続期間の計算)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職にあつては、当該休職の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。

5～9 (略)